

(注の見直し)	方センチメートル未満	75点	→	85点
	4 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	140点	→	155点
	5 6,000平方センチメートル以上	250点	→	270点
	注1 1については、診療所において、入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。			注1 100平方センチメートル未満の場合は、第1章基本診療料に含まれ、算定できない。
J054 皮膚科光線療法 (名称の変更) (項目の見直し)	2 長波紫外線又は中波紫外線療法	(名称の変更)	→	J054 皮膚科光線療法 (1日につき)
		(新設)	→	3 中波紫外線療法 (308ナノメートル以上～313ナノメートル以下に限定したもの) 350点
J054-2 皮膚レーザー照射療法 (一連につき) (注の見直し)	注 照射面積が10平方センチメートルを超えた場合は、10平方センチメートル又はその端数		→	注 照射面積が10平方センチメートルを超えた場合は、10平方センチメートル又はその端数

を増すごとに所定点数に500点を加算する。  
ただし、所定点数の100分の400に相当する  
点数を限度とする。

を増すごとに所定点数に500点を加算する。  
ただし、8,500点の加算を限度とする。

J055 いぼ焼灼法  
(点数の見直し)

- 1 3箇所以下
- 2 4箇所以上

200点 → 220点  
250点 → 270点

J055-2 イオントフォーレーゼ  
(点数の見直し)

200点 → 220点

J055-3 臍肉芽腫切除術  
(点数の見直し)

200点 → 220点

J056 いぼ冷凍凝固法  
(点数の見直し)

- 1 3箇所以下
- 2 4箇所以上

200点 → 220点  
250点 → 270点

<p>J 0 5 7 軟属腫摘除</p> <p>(点数の見直し)</p> <p>1 10 箇所未満</p> <p>2 10 箇所以上 30 箇所未満</p> <p>3 30 箇所以上</p>			<p>100 点 → 120 点</p> <p>200 点 → 220 点</p> <p>300 点 → 350 点</p>
<p>J 0 5 7—3 鶏眼・胼胝処置</p> <p>(点数の見直し)</p>		<p>100 点</p>	<p>170 点</p>
<p>J 0 7 0—3 冷却痔処置</p> <p>(名称の見直し)</p>		<p>(名称の見直し)</p>	<p>J 0 7 0—3 冷却痔処置 (1日につき)</p>
<p>(眼科処置)</p> <p>J 0 8 6 眼処置</p> <p>(注の新設)</p> <p>(耳鼻咽喉科処置)</p>		<p>(注の新設)</p>	<p>注2 点眼又は洗眼については、第1章基本診療料に含まれ、別に算定できない。</p>
<p>J 0 9 5 耳処置 (点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢栓除去を含む。)</p> <p>(名称の見直し)</p> <p>(注の新設)</p>		<p>(名称の見直し)</p> <p>(注の新設)</p>	<p>J 0 9 5 耳処置 (耳浴及び耳洗浄を含む。)</p> <p>注2 点耳、簡単な耳垢栓除去については、第1章基本診療料に含まれ、別に算定できない。</p>

J 0 9 6 耳管処置（耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。）  
（点数の見直し）

1 カテーテルによる耳管通気法（片側）

2 7 点

3 0 点

2 ポリツェル球による耳管通気法

1 8 点

2 0 点

J 0 9 7 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）  
（名称の見直し）  
（注の新設）

J 0 9 7 鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）

注 3 鼻洗浄については、第 1 章基本診療料に含まれ、別に算定できない。

J 1 0 2 上顎洞穿刺（片側）  
（点数の見直し）

5 0 点

6 0 点

J 1 0 5 副鼻腔洗浄又は吸引（注入を含む。）（片側）  
（点数の見直し）

1 副鼻腔炎治療用カテーテルによる場合

5 0 点

5 5 点

2 1 以外の場合

J 1 1 3 耳垢栓塞除去（複雑なもの）

（点数の見直し）

（整形外科的処置）

J 1 1 6 関節穿刺（片側）

（点数の見直し）

J 1 1 8 介達牽引（1日につき）

（削除）

注2 同一の患者につき同一月において、介達牽引及び消炎鎮痛等処置（器具等による療法及び湿布処置に限る。）について併せて5回以上行った場合は、5回目以降については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後180日以内のものについては、7回以上行った場合は、7回目以降については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

20点

25点

100点

1 片側  
2 両側

100点

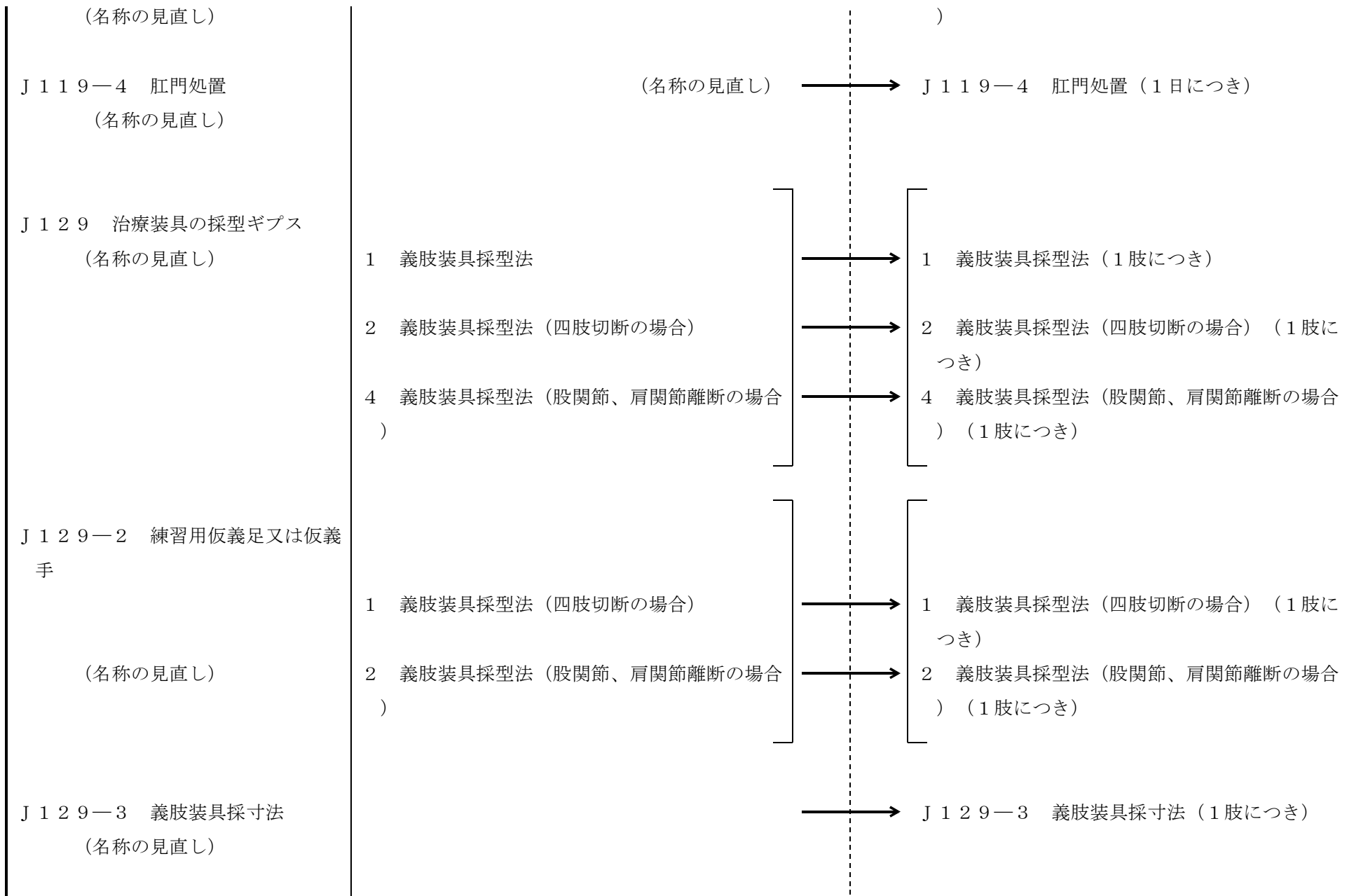
150点

80点

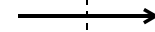
100点

（削除）

J 1 1 8—2 矯正固定 (名称の見直し)	(名称の見直し)	→	J 1 1 8—2 矯正固定 (1日につき)
J 1 1 8—3 変形機械矯正術 (名称の見直し)	(名称の見直し)	→	J 1 1 8—3 変形機械矯正術 (1日につき)
J 1 1 9 消炎鎮痛等処置 (1日につき) (項目の見直し)	3 湿布処置 イ 半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部 以上にわたる範囲のもの 3 5 点 ロ その他のもの 2 4 点 注3 3については、診療所において、入院中の 患者以外の患者についてのみ算定できる。	→	3 湿布処置 3 5 点 (削除) 注3 3については、診療所において、入院中の 患者以外の患者に対し、半肢の大部又は頭部 、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲の 湿布処置が行われた場合に算定できる。
(削除)			
(注の変更)			
J 1 1 9—2 腰部又は胸部固定帯固 定 (名称の見直し)	(名称の見直し)	→	J 1 1 9—2 腰部又は胸部固定帯固定 (1日につ き)
J 1 1 9—3 低出力レーザー照射	(名称の見直し)	→	J 1 1 9—3 低出力レーザー照射 (1日につき)



J 1 2 9—4 治療器具採型法  
(名称の見直し)



J 1 2 9—4 治療器具採型法 (1肢につき)



項 目	現 行	改 正 案
<p>第 2 章 第 1 0 部 手術</p> <p>通則</p> <p>(通則の変更)</p>	<p>4 区分番号K131-2、K134-2、K142-3、K181、K181-2、K190、K190-2、K328、K514-4、K548、K595-2、K597からK600まで、K603、K604、K605-2、K605-4、K678、K697-5、K697-7、K709-3、K709-5、K768及びK843-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</p>	<p>4 区分番号K131-2、K134-2、K142-3、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K328、K443の3、K444の4、K514-4、K514-6、K548、K595-2、K597からK600まで、K603、K604、K605-2、K605-4、K678、K697-5、K697-7、K709-3、K709-5、K754-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3、K780、K780-2、K841-4、K843-2及びK843-3に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</p>

(通則の変更)

5 区分番号K011、K020、K053、K076、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109、K136、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496からK498まで、K511、K514、K514-2、K518、K519、K525、K526の2及び3、K527、K529、K531、K537、K537-2、K546、K547、K549、K552、K552-2、K595、K597、K597-2、K645、K677、K695（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K702、K703、K756（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K764、K765、K779、K780、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K843、K850、K857、K859（1

5 区分番号K011、K020、K053、K076、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109、K136、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496からK498まで、K511、K514、K514-2、K518、K519、K525、K526の2及び3、K527、K529、K531、K537、K537-2、K546、K547、K549、K552、K552-2、K595、K597、K597-2、K645、K677、K695（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K702、K703、K756（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K764、K765、K779、K779-3、K780、K780-2、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K843、K8

(通則の変更)

を除く。)、K 8 8 9並びにK 8 9 0—2に掲げる手術並びに体外循環を要する手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

7 区分番号K 1 3 2、K 1 3 8、K 1 4 5、K 1 4 7、K 1 4 9、K 1 5 0、K 1 5 1—2、K 1 5 4からK 1 5 5まで、K 1 6 3からK 1 6 4—2まで、K 1 6 6、K 1 6 9、K 1 7 2からK 1 7 4まで、K 1 7 8、K 1 8 0、K 1 9 1、K 1 9 2、K 2 3 9、K 2 4 1、K 2 4 3、K 2 4 5、K 2 5 9、K 2 6 1、K 2 6 8、K 2 6 9、K 2 7 5からK 2 8 2まで、K 3 4 6、K 3 8 6、K 3 9 3の1、K 3 9 7、K 3 9 8の2、K 4 2 5からK 4 2 6—2まで、K 5 1 1の3、K 5 1 9、K 5 2 8、K 5 3 5、K 5 5 4からK 5 5 8まで、K 5 6 2からK 5 7 2まで、K 5 7 3の2からK 5 8 7まで、K 5 8 9からK 5 9 1まで、K 6 0 1、K 6 1 0の1、K 6 3 3の4、K 6 3 6、K 6 3 9、K 6 4 4、K 6 6 4、K 6 6 6、K 6 7 4、K 6 8 4、K 7 1 6の1、K 7 2 6、K 7 2 9、K 7 3 4、K 7 5 1の1及び2、K 7 5 1—2

5 0、K 8 5 7、K 8 5 9 (1を除く。)、K 8 8 9並びにK 8 9 0—2に掲げる手術並びに体外循環を要する手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

7 区分番号K 1 3 2、K 1 3 8、K 1 4 5、K 1 4 7、K 1 4 9、K 1 5 0、K 1 5 1—2、K 1 5 4からK 1 5 5まで、K 1 6 3からK 1 6 4—2まで、K 1 6 6、K 1 6 9、K 1 7 2からK 1 7 4まで、K 1 7 8、K 1 8 0、K 1 9 1、K 1 9 2、K 2 3 9、K 2 4 1、K 2 4 3、K 2 4 5、K 2 5 9、K 2 6 1、K 2 6 8、K 2 6 9、K 2 7 5からK 2 8 2まで、K 3 4 6、K 3 8 6、K 3 9 3の1、K 3 9 7、K 3 9 8の2、K 4 2 5からK 4 2 6—2まで、K 5 1 1の3、K 5 1 9、K 5 2 8、K 5 3 5、K 5 5 4からK 5 5 8まで、K 5 6 2からK 5 7 2まで、K 5 7 3の2からK 5 8 7まで、K 5 8 9からK 5 9 1まで、K 6 0 1、K 6 1 0の1、K 6 3 3の4、K 6 3 6、K 6 3 9、K 6 4 4、K 6 6 4、K 6 6 6、K 6 7 4、K 6 8 4、K 7 1 6の1、K 7 2 6、K 7 2 9、K 7 3 4、K 7 5 1の1及び2、K 7 5 1—2

(通則の変更)

、K 7 7 5 並びに K 8 0 5 に掲げる手術を手術時体重が 1, 5 0 0 グラム未満の児又は新生児（手術時体重が 1, 5 0 0 グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の 1 0 0 分の 4 0 0 又は 1 0 0 分の 3 0 0 に相当する点数を加算する。

11 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症患者（感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。）、B型肝炎感染患者（HBs又はHBe抗原陽性の者に限る。）若しくはC型肝炎感染患者又は結核患者に対して、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、所定点数に 1 0 0 点を加算する。

、K 7 7 5、K 8 0 5 並びに K 9 1 3 に掲げる手術を手術時体重が 1, 5 0 0 グラム未満の児又は新生児（手術時体重が 1, 5 0 0 グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の 1 0 0 分の 4 0 0 又は 1 0 0 分の 3 0 0 に相当する点数を加算する。

11 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症患者（感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。）、B型肝炎感染患者（HBs又はHBe抗原陽性の者に限る。）若しくはC型肝炎感染患者又は結核患者に対して、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、区分番号L002に掲げる硬膜外麻酔又は区分番号L004に掲げる脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、所定点数に 1, 0 0 0 点を加算する。

第 1 節 手術料

第 1 款 皮膚・皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K006-2 鶏眼・胼胝切除後縫合 (露出部) (名称の見直し)	K006-2 鶏眼・胼胝切除後縫合 (露出部)	→	K006-2 鶏眼・胼胝切除術 (露出部で縫合を伴うもの)
K006-3 鶏眼・胼胝切除後縫合 (露出部以外) (名称の見直し)	K006-3 鶏眼・胼胝切除後縫合 (露出部以外)	→	K006-3 鶏眼・胼胝切除術 (露出部以外で縫合を伴うもの)
K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 (項目の見直し) (項目の新設)	K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 (項目の新設)	→	K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術 (一連につき)
	1 長径6センチメートル未満の良性皮膚腫瘍 2,050点	→	1 長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍 1,280点
	2 長径6センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍 3,230点	→	2 長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍 2,050点
	3 長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍 4,160点	→	3 長径3センチメートル以上6センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍 3,230点
		→	4 長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍 4,160点
K007 皮膚悪性腫瘍切除術	1 広汎切除		

(点数の見直し)		16,500点	→	18,000点
	2 単純切除			
(点数の見直し)		9,400点	→	11,000点
(形成)				
K013 全層、分層植皮術	K013 全層、分層植皮術		→	K013 分層植皮術
(項目の見直し)				
(点数の見直し)	1 25平方センチメートル未満	5,880点	→	5,000点
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	8,000点	→	6,000点
	3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	14,400点	→	9,000点
	4 200平方センチメートル以上	20,600点	→	13,000点
(項目の新設)	(新設)		→	K013-2 全層植皮術
				1 25平方センチメートル未満 10,000点
				2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満 12,500点
				3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満 20,000点
				4 200平方センチメートル以上

K017 遊離皮弁術（顕微鏡下血管  
柄付きのもの）  
（点数の見直し）

K020 自家遊離複合組織移植術  
（顕微鏡下血管柄付きのもの）  
（点数の見直し）

（項目の新設）

第2款 筋骨格系・四肢・体幹  
（四肢骨）

40,000点 → 43,000点

46,200点 → 49,200点

（新設）

30,000点  
注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、  
頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹  
部又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を  
算定する。

K047-3 超音波骨折治療法（一連につき）  
5,000点  
注 開放骨折、粉碎骨折に対して骨折観血的手術  
が行われた後に本区分が行われた場合に限り算  
定する。

K048 骨内異物（挿入物）除去術  
（項目の見直し）

（項目の新設）

K059 骨移植術（軟骨移植術を含む。）

（点数の見直し）

（項目の見直し）

（項目の新設）

（注の新設）

1 肩甲骨、上腕、大腿

（新設）

1 自家骨移植

2 同種骨移植

9, 160点

7, 920点

（新設）

（新設）

1 頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿

K052-3 多発性骨腫摘出術

1 肩甲骨、上腕、大腿

10, 300点

2 前腕、下腿

7, 210点

3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他

3, 340点

8, 300点

2 同種骨移植（生体）

9, 100点

3 同種骨移植（非生体）

9, 900点

注 骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所  
定点数に含まれる。



(四肢関節、靱帯)

K 0 6 1 関節脱臼非観血的整復術

(点数の見直し)

(脊柱、骨盤)

3 肩鎖、指(手、足)、小児肘内障

600点 → 800点

K 1 3 1 椎弓切除術

(注の変更)

注 3以上の椎弓について手術を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に6,050点を加算する。ただし、加算点数は24,200点を限度とする。

注 2椎弓以上について切除を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に6,050点を加算する。ただし、加算点数は24,200点を限度とする。

K 1 3 1-2 内視鏡下椎弓切除術

(注の変更)

注 3以上の椎弓について手術を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に6,050点を加算する。ただし、加算点数は24,200点を限度とする。

注 2椎弓以上について切除を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に6,050点を加算する。ただし、加算点数は24,200点を限度とする。

K 1 3 2 椎弓形成手術

(注の変更)

注 3以上の椎弓について手術を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に9,550点を加算する。ただし、加算点数は38,200点を限度とする。

注 2椎弓以上について形成を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に9,550点を加算する。ただし、加算点数は38,200点を限度とする。

(頭蓋、脳)

K 1 4 9 減圧開頭術

(項目の見直し)

(点数の見直し)

K 1 4 9 減圧開頭術

1 4, 2 0 0 点

1 キアリ奇形、脊髄空洞症の場合

2 1, 3 0 0 点

2 その他の場合

1 4, 2 0 0 点

K 1 6 0—2 頭蓋内微小血管減圧術

(点数の見直し)

2 3, 0 0 0 点

2 5, 3 0 0 点

(項目の新設)

(新設)

K 1 6 4—4 定位的脳内血腫除去術

1 2, 2 0 0 点

K 1 7 1 経鼻的下垂体腫瘍摘出術

(点数の見直し)

5 0, 7 0 0 点

5 5, 8 0 0 点

K 1 7 7 脳動脈瘤頸部クリッピング

1 1箇所

(点数の見直し)

7 0, 5 0 0 点

7 2, 0 0 0 点

2 2箇所以上

(点数の見直し)

8 4, 1 0 0 点

8 5, 6 0 0 点

K 1 8 0 頭蓋骨形成手術

- 1 頭蓋骨のみのもの
- 2 硬膜形成を伴うもの

9, 730点  
14, 000点  
(新設)

3 骨移動を伴うもの

21, 000点

注 3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。

(項目の新設)

(脊髄、末梢神経、交感神経)

K 1 9 1 脊髄腫瘍摘出術

- 1 髄外のもの

33, 300点 → 36, 700点

(点数の見直し)

第4款 眼

(角膜、強膜)

K 2 5 9 角膜移植術

(点数の見直し)

30, 600点 → 39, 800点

(ぶどう膜)

K 2 6 8 緑内障手術

(項目の見直し)	2 流出路再建術、濾過手術	14, 200点	→	2 流出路再建術	14, 200点
(項目の新設)		(新設)	→	3 濾過手術	21, 000点
第5款 耳鼻咽喉 (外耳)					
K287 先天性耳瘻管摘出術 (点数の見直し)		2, 550点	→	3, 000点	
(副鼻腔)					
K351 上顎洞血瘤腫手術 (点数の見直し)		7, 520点	→	8, 000点	
(咽頭、扁桃)					
K369 咽頭異物摘出術 (点数の見直し)	2 複雑なもの	1, 360点	→	2, 100点	
K370 アデノイド切除術 (点数の見直し)		1, 430点	→	1, 600点	
K377 口蓋扁桃手術 (点数の見直し)	2 摘出	3, 300点	→	3, 600点	

(項目の新設)		(新設)	→	K 3 8 4—2 深頸部膿瘍切開術	4, 0 0 0 点
第6款 顔面・口腔・頸部 (歯、歯肉、歯槽部、口蓋)					
K 4 0 4 抜歯手術 (1 歯につき)					
1 乳歯 (点数の見直し)	1	1 2 0 点	→	1 3 0 点	
4 難抜歯 (点数の見直し)	4	4 6 0 点	→	4 7 0 点	
5 埋伏歯 (点数の見直し)	5	1, 0 0 0 点	→	1, 0 5 0 点	
(顔面骨、顎関節)					
K 4 4 3 上顎骨形成術 (項目の新設)		(新設)	→	3 骨移動を伴う場合	3 2, 4 0 0 点
				注 3 については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4 下顎骨形成術					

<p>(注の移動)</p> <p>(項目の新設)</p>	<p>1 おとがい形成の場合 4,990点</p> <p>2 短縮又は伸長の場合 13,200点</p> <p>注 両側を同時に行った場合は、所定点数に3,000点を加算する。</p> <p>3 再建の場合 18,500点 (新設)</p>	<p>(注の削除)</p> <p>4 骨移動を伴う場合 27,800点</p> <p>注1 2については、両側を同時に行った場合は、所定点数に3,000点を加算する。</p> <p>注2 4については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。</p>
<p>(唾液腺)</p> <p>K455 顎下腺悪性腫瘍手術 (点数の見直し)</p> <p>(甲状腺、上皮小体)</p> <p>K461 甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術</p>	<p>17,600点</p>	<p>20,000点</p>

(点数の見直し)	1 片葉のみの場合	6, 320点	→	7, 500点
(点数の見直し)	2 両葉の場合	7, 710点	→	9, 000点
K 4 6 4 上皮小体腺腫過形成手術 1 上皮小体摘出術	K 4 6 4 上皮小体腺腫過形成手術 1 上皮小体摘出術		→	K 4 6 4 副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術 1 副甲状腺（上皮小体）摘出術
2 上皮小体全摘術（一部筋肉移植） (名称の見直し)	2 上皮小体全摘術（一部筋肉移植）		→	2 副甲状腺（上皮小体）全摘術（一部筋肉移植）
(甲状腺、上皮小体)				
K 4 6 5 上皮小体悪性腫瘍手術（広汎） (名称の見直し)	K 4 6 5 上皮小体悪性腫瘍手術（広汎）		→	K 4 6 5 副甲状腺（上皮小体）悪性腫瘍手術（広汎）
第7款 胸部 (乳腺)				
K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術（内視鏡下によるものを含む。） (名称の見直し)	K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術（内視鏡下によるものを含む。）		→	K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術
K 4 7 6 乳腺悪性腫瘍手術				

(点数の見直し)	1 単純乳房切除術（乳腺全摘術）	10,400点	→	11,400点
(点数の見直し)	2 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	16,000点	→	17,000点
(点数の見直し)	3 乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	19,000点	→	20,000点
(点数の見直し)	4 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））	26,600点	→	27,600点
(点数の見直し)	5 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの） ・胸筋切除を併施しないもの	27,100点	→	29,100点
(点数の見直し)	6 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの） ・胸筋切除を併施するもの	22,100点	→	24,100点
(点数の見直し)	7 拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）	33,000点	→	34,000点
(胸壁)				
K487 漏斗胸手術 (名称の見直し)	1 胸骨挙上法		→	1 胸骨挙上法によるもの
	2 胸骨翻転法			2 胸骨翻転法によるもの



<p>(項目の新設)</p>	<p>(新設) → 3 胸腔鏡によるもの 30,200点</p>
<p>(気管支、肺)</p> <p>K508-2 気管・気管支ステント留置術 (点数の見直し)</p>	<p>6,470点 → 7,200点</p>
<p>(項目の新設)</p>	<p>(新設) → K509-2 気管支肺胞洗浄術 4,800点 注 成人の肺胞蛋白症に対して治療の目的に行われた場合に限り算定する。</p>
<p>K514 肺悪性腫瘍手術 (項目の見直し)</p>	<p>(新設) → 4 胸膜肺全摘 58,000点 注 4については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して行われた場合に限り算定する。</p>
<p>(項目の新設)</p>	<p>(新設) → K514-5 移植用部分肺採取術(生体) 41,000点</p>

注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所  
定点数に含まれる。

(項目の新設)

(新設)

K 5 1 4—6 生体部分肺移植術

6 6, 7 0 0 点

注1 生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺  
の摘出のために要した提供者の療養上の費用  
として、この表に掲げる所定点数により算定  
した点数を加算する。

2 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、  
所定点数に含まれる。

(食道)

K 5 2 2 食道狭窄拡張術

(点数の見直し)

1 内視鏡によるもの

5, 5 7 0 点

6, 2 0 0 点

K 5 2 2—2 食道ステント留置術

(点数の見直し)

5, 5 7 0 点

6, 2 0 0 点

K 5 2 6—2 早期食道悪性腫瘍内視  
鏡的粘膜切除術

(項目の見直し)

K 5 2 6—2 早期食道悪性腫瘍内視鏡的粘膜切  
除術

6, 8 0 0 点

K 5 2 6—2 内視鏡的食道粘膜切除術

1 早期悪性腫瘍粘膜切除術

(項目の新設)	(新設)	2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	6,800点 17,000点
K529 食道悪性腫瘍手術（消化管 再建手術を併施するもの） (点数の見直し)	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの（胸腔鏡 下によるものを含む。） 73,500点	88,200点	
	2 胸部、腹部の操作によるもの 64,600点	77,600点	
	3 腹部の操作によるもの 51,000点	61,200点	
(注の変更)	注 遊離腸管移植を併せて行った場合は、5,0 00点を加算する。	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,0 00点を加算する。	
第8款 心・脈管 (心、心膜、肺動静脈、冠血管等)			
K555 弁置換術 (点数の見直し)	2 2弁のもの 71,500点	80,500点	

(点数の見直し)	3 3弁のもの	84,500点	→	93,500点
K560 大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）				
(点数の見直し)	2 上行大動脈（その他のもの）	75,300点	→	84,300点
K595 経皮的カテーテル心筋焼灼術				
(点数の見直し)		19,900点	→	20,900点
K597 ペースメーカー移植術				
(点数の見直し)	2 経静脈電極の場合	6,730点	→	6,830点
K597-2 ペースメーカー交換術				
(点数の見直し)		2,200点	→	3,200点
K598-2 両心室ペースメーカー交換術				
(点数の見直し)		2,200点	→	3,200点
(項目の新設)		(新設)	→	K599-3 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器移植術

(項目の新設)

(動脈)

K 6 0 9 動脈血栓内膜摘出術

(点数の見直し)

(項目の新設)

2 内頸動脈

(新設)

17,700点

(新設)

14,000点  
注 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器の移植術を行った場合に算定する。

K 5 9 9-4 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器交換術  
3,200点  
注 両室ペーシング機能付き埋込型除細動器の交換術を行った場合に算定する。

19,500点

K 6 0 9-2 経皮的頸動脈ステント留置術  
22,100点  
注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。  
2 内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。

K 6 1 1 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置

(点数の見直し)

1 開腹して設置した場合

1 1, 8 0 0 点 → 1 3, 8 0 0 点

2 四肢に設置した場合

(点数の見直し)

1 0, 5 0 0 点 → 1 2, 5 0 0 点

3 頭頸部その他に設置した場合

(点数の見直し)

1 0, 8 0 0 点 → 1 2, 8 0 0 点

第9款 腹部

(腹壁、ヘルニア)

K 6 3 3 ヘルニア手術

(点数の見直し)

2 半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開

5, 9 7 0 点 → 6, 2 0 0 点

(点数の見直し)

5 鼠径ヘルニア

5, 5 3 0 点 → 6, 0 0 0 点

K 6 3 9 急性汎発性腹膜炎手術

(点数の見直し)

9, 5 4 0 点 → 1 2, 0 0 0 点

K 6 3 9—2 結核性腹膜炎手術

(点数の見直し)

9, 5 4 0 点 → 1 2, 0 0 0 点

(胃、十二指腸)

K 6 5 5 胃切除術

注 遊離腸管移植を併せて行った場合は、5, 0  
0 0 点を加算する。

注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5, 0  
0 0 点を加算する。

K 6 5 5—2 腹腔鏡下胃切除術  
(注の見直し)

注 遊離腸管移植を併せて行った場合は、5, 0  
0 0 点を加算する。

注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5, 0  
0 0 点を加算する。

(項目の新設)

(新設)

K 6 5 5—4 噴門側胃切除術

1 単純切除術

3 0, 9 0 0 点

2 悪性腫瘍切除術

5 5, 1 0 0 点

注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5, 0  
0 0 点を加算する。

K 6 5 7 胃全摘術

(注の見直し)

注 遊離腸管移植を併せて行った場合は、5, 0  
0 0 点を加算する。

注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5, 0  
0 0 点を加算する。

K 6 5 7—2 腹腔鏡下胃全摘術